

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対し、お寄せいただいた御意見の概要と県の考え方について

(No.1)

項目	意見の概要	県の考え方
<p>第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 1 鳥獣保護区の指定 計画書1～13ページ</p>	<p>身近な鳥獣保護区2か所（三連轟、溝ノ口洞穴）の新設を歓迎し、早期指定を要望する。 馬毛島鳥獣保護区は、社会状況を考慮しつつも、鳥獣保護区の維持を図ること。</p>	<p>御意見をいただいた鳥獣保護区については、指定計画に基づき、計画的な指定に努めてまいります。</p>
<p>第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 4 鳥獣保護区の整備等 計画書21～22ページ</p>	<p>鳥獣保護区の整備等に当たっては、管理施設の設置・更新を適切に行うこと。これは、鳥獣保護区標識等が綺麗に整備されていると趣旨が周知住民等に伝わり、啓発に意義深いため。</p>	<p>鳥獣保護区の整備に当たっては、鳥獣保護区等の境界線が明らかになるように制札や補助版等を計画的に設置するよう努めてまいります。 また、県内に鳥獣保護員を配置して鳥獣保護区の巡視を行い、鳥獣保護区の制札や案内板の管理にも努めてまいります。</p>
<p>第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 1 鳥獣行政担当職員 2 鳥獣保護管理員 計画書71～74 ページ</p>	<p>鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員の資質向上のための研修等を、充実すること。</p>	<p>鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員を対象にした鳥獣保護管理法の基本的事項や鳥獣保護区等に関する研修会等を計画的に開催して、資質向上に努めてまいります。</p>
<p>第九 その他 2 傷病鳥獣への対応 計画書76～78 ページ</p>	<p>傷病鳥獣救護への対応の充実を、さらに図ること。</p>	<p>これまで県獣医師会の協力の下、県獣医師会に所属する県内各地の指定診療施設において、傷病鳥獣の救護が行われています。 また、地域振興局職員や市町村職員、情報提供をいただいた県民の皆さまとの協力連携により、指定診療施設まで傷病鳥獣の搬送が行われています。 今後も各関係者と連携を図りながら傷病鳥獣の救護に努めてまいります。</p>
<p>第九 その他 5 普及啓発 計画書81ページ</p>	<p>普及啓発については、最近市街地においても、トビ、カラス、スズメなどへの安易な餌付けが行われ、鳴き声騒音、弁当奪取、糞害などにつながり地域の苦情にもなると聞く。このため、餌付けの防止について普及啓発を図る必要がある。また、時として死病鳥獣への接触にもつながることから、感染症予防の観点からも餌付け防止は重要であると考えらる。</p>	<p>野生鳥獣への安易な餌付けについては、生態系や鳥獣保護管理に影響を生じさせるおそれがあるとともに、感染症の拡大などが懸念されることから、引き続き県ホームページなどを活用して県民への普及啓発に努めてまいります。</p>

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対し、お寄せいただいた御意見の概要と県の考え方について

(No.1)

項目	意見の概要	県の考え方
	<p>農業被害とは思いますが、くくりわなの恐ろしさをもう少し理解してほしい。他の選択肢はないのか。山にはウサギもリスもたくさんの動物がかかる。</p> <p>人間以外の生き物はみんな邪悪とのことでしょうか。もう少し地球的見解ができないのでしょうか。</p>	<p>本県では野生鳥獣による農作物被害が各地で発生しています。農業被害防止を図るための有害鳥獣捕獲については、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うこととされており、被害防止対策に加え、有害鳥獣の捕獲により農作物被害の防止に努めているところです。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲において、くくりわなを使用して鳥獣を捕獲する際は、錯誤捕獲の発生防止に努めることとしています。</p> <p>一方、本計画においては野生鳥獣の捕獲ばかりでなく、鳥獣保護区の整備や傷病鳥獣の救護など、野生鳥獣の保護も図ることとしています。</p> <p>今後も本県の鳥獣保護管理事業の実施に御理解くださるようお願いいたします。</p>